

事務所(環境)チェックリスト

※事務所衛生基準規則

項目	チェックポイント	関係法令	良否	改善点
事務所の環境による調整基準	気 積	・10m ³ /人以上になっているか	※第2条	
	窓その他の開口部	・最大開放部分の面積が床面積の1/20以上になっているか	第3条	
	一酸化炭素	・50ppm以下になっているか	第3条	
	炭酸ガス	・5000ppm以下になっているか	第3条	
	室温が10℃以下のとき	・暖房などの措置を行っているか	第4条	
	冷房実施のとき	・外気温より著しく低くなっているか	第4条	
機械換気設備による調整基準	浮遊粉じん	・0.15mg/m ³ 以下になっているか	第5条	
	一酸化炭素	・10ppm以下になっているか	第5条	
	炭酸ガス	・1000ppm以下になっているか	第5条	
	気流	・0.5m/S以下になっているか	第5条	
	室温	・17℃以上、28以下になるように努めているか	第5条	
	相対湿度	・40%以上、70%以下になるように努めているか	第5条	
採光・照明	測定	・2ヵ月以内ごとに1回以上行っているか	第7条	
	浮遊粉じん	・0.15mg/m ³ 以下になっているか	第5条	
	一酸化炭素	・10ppm以上になっているか	第5条	
	炭酸ガス	・1000ppm以下になっているか	第5条	
	気流	・0.5m/S以下になっているか	第5条	
	燃焼器具	・排気筒など、必要な設備を設けているか	第6条	
騒音の防止	精密な作業	・300ルクス以上になっているか	第10条	
	普通の作業	・150ルクス以上になっているか	第10条	
	粗な作業	・70ルクス以上になっているか	第10条	
	採光・照明の方法	・明暗の対照を少なくしているか ・まぶしさをなくしているか	第10条 第10条	
	照明設備の点検	・6ヵ月以内ごとに1回以上行っているか	第10条	
	カードせん孔機、タイプライターなどの事務用機器を5台以上集中して作業を行わせる場合	・作業室を専用室にしているか ・専用室はしゃ音及び吸音の機能をもつ隔壁になっているか	第12条	